

対象用途	適用基準	省エネ基準に対する誘導基準の水準 <sup>※1</sup>	
		平成28年4月施行後に新築された建築物	平成28年4月施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネルギー消費量基準 <sup>※2</sup>	0.8	1.0
	外皮基準 (PAL*)	1.0	—
住宅	一次エネルギー消費量基準 <sup>※2※3</sup>	0.9	1.0
	外皮基準 (U <sub>A</sub> , η <sub>AC</sub> ) <sup>※4</sup>	1.0	—

※1 表中の数字は設計値を基準値で除した数値を表している。

※2 一次エネルギー消費量基準については、「設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」／「基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）」（BEI）が表中の値以下になること。

※3 住宅の一次エネルギー消費量基準については、認定の対象に応じ、住棟全体（全住戸＋共用部の合計）又は申請する住宅部分が表中の値以下になること。

※4 外皮基準については H25 省エネ基準と同等の水準。